

# 1 計画策定の趣旨

国は、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、国民的合意のもと、男女共同参画社会の形成に向けた基本的な枠組を定めました。また、その翌年には、「男女共同参画基本計画」を策定し、推進の具体的な方向を明確にしました。このことを受け、茨城県は、平成14年に「茨城県男女共同参画基本計画」を策定し、市町村においても、男女共同参画社会の形成促進に関する施策について、基本的な計画を定めることとされました。そこで、本市では、平成15年に、市民、事業者、行政が一体となって取り組むことを明記した「ひたちなか市男女共同参画推進条例」を制定し、この条例の理念のもと、平成16年に「ひたちなか市男女共同参画計画」を策定しました。

平成11年の「男女共同参画社会基本法」の制定以来、個人の価値観やライフスタイルの多様化、少子高齢化、AI技術の進歩、国際化、雇用に関する問題など、人々の意識や社会情勢は時代の流れとともに大きく変化し、男女共同参画社会の重要性が市民の中にも浸透してきました。そのような意識や社会情勢の変化に対応するため、国及び県は計画の改訂を重ね、国においては令和7年12月に「第6次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、県においても「茨城県第5次男女共同参画基本計画」の策定に向け、整備が進められているところです。

本市においては、令和3年に「ひたちなか市第4次男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を推進してきました。

しかし、職場における女性の活躍推進や固定的性別役割分担意識の解消、多様性を認め合う社会の理解促進、家庭内暴力の根絶など、男女共同参画の視点から見た課題は多く、引き続き長期的な取組を推進する必要があります。

加えて、近年頻発する自然災害や感染症の流行などは、市民生活を脅かすと同時に、社会的、経済的に立場の弱い人たちへ過度な負担や困難をもたらす要因にもなりかねません。

従って、性別にかかわらず、すべての人が生きやすく、活力ある社会を形成するためには、あらゆる施策に男女共同参画の視点が必要であり、全庁的な取組の強化と、一人ひとりが男女共同参画に関する意識を持つことが重要です。そこで、本市では、社会情勢の変化や今後も取り組むべき課題に対応し、市民や事業所と連携しながら一層、男女共同参画施策を推進するために、「ひたちなか市第5次男女共同参画計画」（以下、「第5次計画」という。）を策定します。

## 2 計画の基本理念

第5次計画の基本理念は、以下のとおり、「ひたちなか市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づいたものとします。

### (1) 人権の尊重

本市においては、これまで男女共同参画社会の形成に向け様々な取組を行ってきましたが、十分に実現されるまでには至っていません。男女共同参画社会の形成のためには、すべての人の尊厳が重んじられること、何人も性別による差別的な扱いを受けないこと、性別による固定的な役割分担を強要されないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されること、すべての人の人権が尊重されることが重要です。

### (2) 社会制度や慣行への配慮

社会制度や慣行における固定的な性別役割分担意識が、男女共同参画社会の実現を妨げる要因とならないよう配慮する必要があります。また、すべての人が性別にかかわらず、多様な生き方を自らの意思で選択できる社会を築いていく必要があります。

### (3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会の実現のためには、すべての人が社会の対等な構成員として、行政や企業、地域など、あらゆる場における政策の立案や決定等に共同して参画する機会が確保されることが必要です。

### (4) あらゆる分野における対等な参画と責任の分担

家庭生活や仕事、地域社会などあらゆる分野の活動にすべての人が対等に参画し、相互に協力し合い、社会の一員としての役割を果たすとともに、自らも責任を担うことが重要です。

### (5) 国際的協調

男女共同参画の取組は、国際的な動向を踏まえた国の施策と連動していることや昨今の国際化の進展を踏まえて、国際的な視点を持って施策を推進することが重要です。

## 3 計画の位置付け

- (1) 「男女共同参画社会基本法」(平成11年6月制定)に基づくとともに、国及び県の「男女共同参画基本計画」を勘案した計画です。
- (2) 「ひたちなか市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進するための基本的な計画です。
- (3) 「ひたちなか市第4次総合計画・前期基本計画」の個別計画として、同計画と整合を図った計画です。さらに、施策推進の目標設定及び方策については、各課との調整をもとに策定します。
- (4) 2015年9月制定の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「女性活躍推進計画」として、位置付けます。
- (5) 2001年4月制定の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「DV対策基本計画」として、位置付けます。
- (6) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年5月制定、令和6年4月施行)に基づく「困難な問題を抱える女性支援基本計画」として、位置付けます。
- (7) 2015年9月国連サミットにおいて、全会一致で採択された「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会(SDGs)」の理念を反映させた計画です。
- (8) 市、市民、事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針となる計画です。
- (9) 本市の特性を考慮した実効性のある計画です。

## 4 計画の期間

第5次計画の期間は、令和8年度から12年度までの5年間とします。

	令和3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
第4次男女共同参画計画										
第5次男女共同参画計画										